令和４年度

# ふくおかエコ農産物販売拡大協議会総会

資料

日　時：令和４年４月２６日（火）１４：３０～

場　所：福岡県農村整備センター　４階　研修センター

次　　第

１　開会あいさつ

２　議題

第１号議案　令和３年度事業報告について

第２号議案　令和３年度決算ならびに監査報告について

第３号議案　役員の改選について

第４号議案　令和４年度事業計画（案）について

第５号議案　令和４年度予算（案）について

３　閉会

第１号議案

令和３年度事業報告について

ふくおかエコ農産物販売拡大協議会規約に掲げる目的達成のため、ＰＲ及び販売拡大に努めた。

**会議等開催実績**

| 月　日 | 内　容 | 備考 |
|---|---|---|
| 令和３年４月<br>（書面開催） | **総会**<br>・令和２年度事業実績、決算について<br>・令和３年度事業計画、予算案について | |
| 令和３年８月<br>（書面開催） | **役員会・企画運営部会合同会議**<br>・令和３年度活動計画、販売拡大対策検討 | |
| 令和４年３月 10 日 | **役員会・企画運営部会合同会議**<br>・令和３年度の活動実績報告及び次年度の活動計画について検討 | |
| 中　止 | **生産者交流会**（1 月 14 日予定） | |
| 随　時 | **協議会ホームページ運営**<br>・生産者の情報公開<br>・各種イベント、ＰＲ情報の掲載 | |

**イベント開催・参加実績**

| 月　日 | 内　容 | 備考 |
|---|---|---|
| 令和３年<br>10 月～12 月 | **エコ農産物ＰＲ販売会**<br>・生産者と共に直売所や量販店にてエコ農産物を展示、販売<br>① 10/2 道の駅むなかた（宗像市）<br>② 12/11 よってこ四季犀館（みやこ町） | ※購入客にオリジナルグッズ（エコバッグ、マグネット、ミラー）をプレゼント |
| 令和３年 11 月 25 日 | **県庁ロビーＰＲ販売**<br>・県庁１階ロビーにて PR 販売 | |
| 令和４年２月 17 日 | **ランチセミナーの開催**<br>・博多阪急にてふくおかエコ農産物を使ったランチセミナーを開催 | 主催：野菜ソムリエコミュニティ福岡 |
| 中　止 | **・ふくおか農林漁業体験ツアー**（令和3年8月24日予定）<br>**・博多 farmers’ market**　（令和3年9月11日予定）<br>**・エコ農産物 PR 販売会２件**（10 月・11 月予定） | |

**広報関係**

| 月　日 | 内　容 | 備考 |
|---|---|---|
| 令和３年４月 | **エコ農産物通信（第２８号）の発行**<br>・総会のお知らせ<br>・認証委員会報告等 | |
| 令和３年５月 | **エコ農産物通信（第２９号）の発行**<br>・総会議決結果<br>・イベント参加者募集のお知らせ | |

| | | |
|---|---|---|
| 令和３年６月 | **エコ農産物通信（第３０号）の発行**<br>・７月申請のお知らせ、イベント等活動報告 | |
| 令和３年10月 | **エコ農産物通信（第３１号）の発行**<br>・１月申請のお知らせ、イベント等活動報告<br>・７月申請認証委員会報告 | |
| 令和４年３月 | **エコ農産物通信（第３２号）の発行**<br>・総会のお知らせ<br>・１月申請認証委員会報告 | |
| 奇数月 | **プレゼントキャンペーンの実施**<br>・「福岡県だより」のプレゼントキャンペーンにエコ農産物を提供<br>令和３年 ５月：スイートコーン　【古賀　祐史　様】<br>令和３年 ７月：シャインマスカット【平　英治　様】<br>令和３年 ９月：お茶　【高木茶園　様】<br>令和３年11月：米　【田篭　裕介　様】<br>令和４年 １月：いちご　【若草果実園　様】<br>令和４年 ３月：米　【友納農園　様】 | |
| 12月９日 | **ラジオ CM**<br>・12月11日にみやこ町のよってこ四季犀館で開催するPR販売会についてラジオCM（FM福岡）にて周知 | |
| 随時 | **・ノベルティ作成（エコバック）**<br>**・エコ農産物チラシ作成**<br>・ＰＲ資材（チラシ、ポスター、のぼり、ミニのぼり）を生産者・店舗へ配布（県）<br>・「福岡県ふるさと寄附金」返礼品対応 | |

**〇エコバック（朱色・中央にふくおかエコ農産物マーク記載）**

第２号議案
令和３年度決算ならびに監査報告について

(1)収入の部　　(単位:円)

| 科　目 | 令和3年度<br>予算額 | 令和3年度<br>決算額 | 増　減 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 繰　越　金 | 1,596,037 | 1,596,037 | 0 | |
| 負担金(3月認証) | 3,000,000 | 2,841,500 | △ 158,500 | R3.3認証　514件、1，620戸 |
| 負担金(9月認証) | 400,000 | 285,500 | △ 114,500 | R3.9認証　139件、169戸 |
| シール代収入 | 1,200,000 | 1,210,074 | 10,074 | |
| 負担金(分担金) | 515,000 | 475,000 | △ 40,000 | JA全農ふくれん、体験ツアー負担金等 |
| 雑　収　入 | 30,050 | 235,359 | 205,309 | 利子、フェア売上げ、ふるさと寄附金 |
| 合　　計 | 6,741,087 | 6,643,470 | △ 97,617 | |

(2)支出の部　　(単位:円)

| 科　目 | 令和3年度<br>予算額 | 令和3年度<br>決算額 | 増　減 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 事　業　費 | 940,000 | 636,910 | △ 303,090 | 資材費等　382,840 円<br>ノベルティ作成費　137,500 円<br>研修会費用　0 円<br>ふるさと寄附金　110,190 円<br>体験ツアー費用　6,380 円 |
| ホームページ運営費 | 302,000 | 291,588 | △ 10,412 | HP年間保守契約料　289,960 円<br>サーバー利用料　1,628 円 |
| シール業務運営費 | 1,335,000 | 308,022 | △ 1,026,978 | シール台紙　0 円<br>シール印刷機保守費用　34,980 円<br>シール送料、インク代　273,042 円 |
| 広　報　費 | 650,000 | 342,511 | △ 307,489 | 広報費、プレゼントキャンペーン等 |
| 事務局運営費 | 2,700,000 | 2,790,899 | 90,899 | 事務局職員人件費 |
| 会　議　費 | 100,000 | 6,890 | △ 93,110 | 会議資料、旅費等 |
| 通信運搬費 | 350,000 | 398,046 | 48,046 | 電話代、郵送料等 |
| 事　務　費 | 300,000 | 114,336 | △ 185,664 | 機器リース代、消耗品費等 |
| 予　備　費 | 64,087 | 33,000 | △ 31,087 | |
| 合　　計 | 6,741,087 | 4,922,202 | △ 1,818,885 | |

| | |
|---|---|
| 収入の部 | 6,643,470 円 |
| 支出の部 | 4,922,202 円 |
| 差引残額 | 1,721,268 円 |

差引残額　1,721,268 円は次年度に繰越

監査報告
　本協議会規約第６条３により、ふくおかエコ農産物販売拡大協議会令和３年度収支計算書並びに証拠書類を監査した結果、適正であると認めたので報告します。

令和４年 4 月 12 日

監事　木下裕 (木下)

第３号議案　役員の改選について

| | 氏名 | 所属・職 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 会　長 | 牛嶋　孝 | 認証農家<br><br>(株式会社アクアファームくるめ　代表取締役) | 継続 |
| 副会長 | 秋吉　智博 | 認証農家(朝倉市) | 継続 |
| 副会長 | 前田　統幸 | 県農林水産部食の安全・地産地消課長 | 新任 |
| 監　事 | 木下　裕二 | JA 全農ふくれん　副本部長 | 継続 |

第４号議案　令和４年度事業計画（案）について

ふくおかエコ農産物販売拡大協議会規約に掲げる目的達成のため、ＰＲ、販売拡大及び生産者の交流を図る

会議・交流会

| 月　日 | 内　容 | 備考 |
|---|---|---|
| 令和４年９月～<br>令和５年３月 | **生産者交流会**<br>参加者：認証生産者、販売関係者、JA・市町村等 | |
| 令和４年<br>９月～10 月 | **役員会・企画運営部会合同会議**<br>・令和４年度上半期の活動実績及び下半期の活動計画、販売拡大対策検討 | |
| 令和５年３月 | **役員会・企画運営部会合同会議**<br>・４年度の活動実績及び次年度の活動計画について検討 | |

広報関係

| 月　日 | 内　容 | 備考 |
|---|---|---|
| 令和４年<br>８月～12 月 | **ラジオＣＭでエコ農産物を宣伝**<br>・エコ農産物の制度や PR 販売会日程等を周知する | |
| 令和４年５月<br>～<br>令和５年３月 | **プレゼントキャンペーンの実施**<br>・「福岡県だより」のプレゼントキャンペーンにエコ農産物を提供（各月 3,000 円×10 名）<br>５月：野菜類　　７月：果実 or 工芸作物<br>９月：指定なし　　１１月：米<br>１月：野菜類　　３月：米 | |
| 随時 | **エコ農産物通信の発行（年４回程度）**<br>・イベント情報（参加者募集等）等<br>**ふくおかエコ農産物ホームページ運営**<br>・　生産者の情報公開<br>・　各種イベント、PR 情報の掲載<br>**県広報 TV、フェイスブックでのイベント等情報発信** | |

イベント等

| 月　日 | 内　容 | 備考 |
|---|---|---|
| 令和４年<br>８月～12 月 | **エコ農産物ＰＲ販売会**<br>協議会主催、イベント出展等で試食販売を実施<br>①　県庁１階ロビー販売<br>②　直売所等での販売 | ※購入客にオリジナルグッズをプレゼント |
| 令和５年<br>１月中旬 | **農林漁業体験ツアー**<br>・認証生産者ほ場での農業体験・交流会<br>（ふくおか地産地消応援ファミリー対象の企画） | いちご狩り体験<br>（久留米市） |
| 随　時 | **都市部、直売所等での認証農産物 PR 販売**<br>**実需者が認証農家を訪問（産地ツアー）**<br>**「福岡県ふるさと寄附金」返礼品対応** | |

第５号議案

令和４年度予算（案）について

（1）収入の部　　（単位：円）

| 科　目 | 令和4年度<br>予算額 | 令和3年度<br>予算額 | 増　減 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 繰　越　金 | 1,721,268 | 1,596,037 | 125,231 | |
| 負担金（3月認証） | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 | R4.3認証　509件、1，577戸 |
| 負担金（9月認証） | 400,000 | 400,000 | 0 | R4.9認証　139件、169戸（見込み） |
| シール代収入 | 1,200,000 | 1,200,000 | 0 | |
| 負担金、補助金 | 515,000 | 515,000 | 0 | JA全農ふくれん、体験ツアー負担金 |
| 雑　収　入 | 30,050 | 30,050 | 0 | 利子、ふるさと寄付金 |
| 合　　計 | 6,866,318 | 6,741,087 | 125,231 | |

（2）支出の部　　（単位：円）

| 科　目 | 令和4年度<br>予算額 | 令和3年度<br>予算額 | 増　減 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 事　業　費 | 940,000 | 940,000 | 0 | 資材費等　500,000 円<br>ノベルティ作成費　200,000 円<br>研修会費用　150,000 円<br>ふるさと寄付金　30,000 円<br>体験ツアー費用　60,000 円 |
| ホームページ運営費 | 302,000 | 302,000 | 0 | 年間保守契約料　300,000 円<br>ﾄﾞﾒｲﾝ使用料　2,000 円 |
| シール業務運営費 | 1,335,000 | 1,335,000 | 0 | ｼｰﾙ台紙　1,000,000 円<br>ｼｰﾙ印刷機保守費用　35,000 円<br>ｼｰﾙ送料、ｲﾝｸ代　300,000 円 |
| 広　報　費 | 650,000 | 650,000 | 0 | 広報費、プレゼントキャンペーン費 |
| 事務局運営費 | 2,800,000 | 2,700,000 | 100,000 | 事務局職員人件費 |
| 会　議　費 | 100,000 | 100,000 | 0 | 会議資料、旅費等 |
| 通信運搬費 | 350,000 | 350,000 | 0 | 電話代、郵送料等 |
| 事　務　費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 機器リース代、消耗品等 |
| 予　備　費 | 89,318 | 64,087 | 25,231 | |
| 合　　計 | 6,866,318 | 6,741,087 | 125,231 | |

# ふくおかエコ農産物販売拡大協議会規約

（名　称）
第１条　この会の名称をふくおかエコ農産物販売拡大協議会（以下、「協議会」という）と称する。

（目　的）
第２条　この協議会は、ふくおかエコ農産物認証制度（以下、「認証制度」という）に取り組む生産者が中心となり、生産者及び関係機関の相互連携のもとに、認証制度により認証された栽培計画に基づき生産された農産物（以下、「認証農産物」という）のＰＲ及び販路拡大を強化することによって、認証生産者の所得向上を図り、ひいては地産地消の推進に寄与することを目的とする。

（構　成）
第３条　この協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。
（１）ふくおかエコ農産物認証制度の認証生産者
（２）全国農業協同組合連合会福岡県本部
（３）協議会の円滑な運営のために会長が必要と認める生産者及び直売所等
（４）福岡県

（事　業）
第４条　この協議会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）認証農産物のＰＲに関すること
（２）認証農産物の販売推進に関すること
（３）認証シールの作成に関すること
（４）認証制度のホームページの運営に関すること
（５）認証農産物の生産拡大に関すること
（６）認証生産者への情報提供
（７）その他、認証制度の拡大に関すること

（役　員）
第５条　この協議会に会長、副会長、監事を置く。選任は総会において決定する。
２　会長、副会長、監事の任期は２年とする。但し、再任は妨げない。

（役員の職務）
第６条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
３　監事は、会計を監査する。
４　会長は、必要に応じて役員会を招集する。

（総　会）
第７条　総会は、最高決定機関として会員をもって構成する。
２　総会は年１ 回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
３　総会は、会長が主宰する。
４　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。
５　総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決するものとする。

６　総会は、次の事項を議決する。
（１）規約の改廃
（２）事業計画及び事業報告
（３）予算及び決算
（４）その他、協議会の目的達成に必要な重要事項

（企画運営部会）
第８条　第２条の目的達成のため、各種事業を企画する企画運営部会を設置する。
２　企画運営部会の構成は、役員会で決定する。
３　企画運営部会に部会長を置き、役員会で選任する。
４　部会長は、部会の事務を掌理する。

（事務局）
第９条　協議会の事務を処理するため、福岡県農林水産部食の安全・地産地消課に事務局を設置し、事務局長は同課の課長技術補佐をもって充てる。

（経　費）
第 10 条　協議会の運営に必要な経費は、認証を受けた生産者からの負担金及びその他の収入をもって充てる。なお、負担金の額及び取扱いについては別記による。
２　認証生産者は、第２条の目的達成のため、第４条に定める協議会の事業実施に必要な負担金を納入するものとする。

（事業年度）
第 11 条　協議会の事業年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

（その他）
第 12 条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則
（施行期日等）
この規約は、平成２６年３月１日から施行する。

附　則
（施行期日等）
この規約は、平成２６年６月２４日から施行する。

附　則
（施行期日等）
１　この規約は、平成２８年４月２０日から施行する。
２　この規約による改正後の別記に定める負担金の取扱いについては、平成２８年３月認証分から適用する。

別記

1　認証生産者は、協議会の事業実施のため、認証１件につき生産者一人当たり年間3,000 円を負担するものとする。なお、以下の緩和措置を設けるものとする。

（１）複数の生産者からなる組織の場合（組織当たり年間負担額）

① 生産者数 31 人以上、60 人以下の場合は、90,000 円に 30 人を超える生産者一人当たり 2,000 円を乗じた額を加算する。

② 生産者数 61 人以上、100 人以下の場合は、150,000 円に 60 人を超える生産者一人当たり 1,000 円を乗じた額を加算する。

③ 生産者数 101 人以上の場合は、190,000 円に 100 人を超える生産者一人当たり 500 円を乗じた額を加算する。

（２）同一申請者が複数の認証を取得した場合（一人当たり年間負担額）

① ３品目に取り組む場合は、8,000 円とする。

② 同一申請者で４品目に取り組む場合は、9,000 円とする。

③ 同一申請者で５品目以上に取り組む場合は、9,000 円に４品目を超える１品目当たり 500 円を乗じた額を加算する。

2　協議会は、１の負担金について、毎年の認証審査確定後、認証生産者に納入金額及び納入期限を明記した納入通知書を送付するものとする。なお、納入にあたっては、以下の定めに従う。

（１）１月申請は４月、７月申請は９月に発行し、通知する。

（２）納入期限は、納入通知書発行日から１ヶ月後とする。

（３）負担金の納入方法は、協議会の指定する口座への振込とする。

（４）認証委員会後に生産者戸数の増減及び栽培の中止が発生した場合には、申請者の届出により下記のとおり処理する。

① 生産者戸数が増加した場合は、変更届に基づき負担金を徴収する。

② 米の生産調整等生産者本人の責に帰すことが適当でない理由により、栽培の中止や生産者数が減少した場合は、変更届(変更理由及び変更内容が確認できる資料を添付)により内容確認の上、負担金を減額することができる。

ただし、ほ場で栽培開始後の減額は認めない。